



「秋のこどもまんなか月間」の取り組みの1つ

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

この機会に児童虐待について考えてみませんか。
児童虐待は社会全体で関わり、解決すべき問題です。



児童虐待とは

本来、こどもを守るべき保護者(親や、親にかわる養育者)がこどもの体や心を傷つけることをいいます。また、保護者が「しつけ」と称して暴力や虐待を行い、死に至らしめるなど深刻な事態につながることもあります。

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる、家から閉め出す など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為をみせる、性的な写真の被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、病院の診察を受けさせない、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別、「産まれてこなければよかった」など言葉の暴力、こどもの前で家族に暴力をふるう など

児童虐待に気づくには

虐待をうけているこどもだけでなく、虐待している保護者にも特徴的な行動やサインがあらわれます。

こどものサイン

- ・ 不自然なあざややけどのあとがある
- ・ 衣類やからだがいっぱい汚れている
- ・ 落ち着きがなく乱暴
- ・ 表情が乏しい、活気がない
- ・ 親がいなくなると急に表情が晴れる
- ・ 夜遅くまで一人で家の外にいる など

保護者のサイン

- ・ 地域などと交流が少なく、孤立している
- ・ 小さいこどもを家に置いたまま外出している
- ・ 子育てについて拒否的、無関心である
- ・ 人前でこどもを厳しくしかる、たたく
- ・ こどものけがについて不自然な説明をする
- ・ 家の中や外が散らかっていて、不衛生 など

■児童虐待かもしれないと思ったら…

「何かおかしい」「心配」など気になることがあれば、まずは市や児童相談所に連絡してください。相談者や内容についての秘密は守ります。匿名でも構いません。あなたの電話1本で救われるこどもがいます。

■子育てが苦しいと思ったら…

子育ては楽しいことだけではなく、つらいことや大変なこともあります。子育ての負担を一人で抱え込まずに、周りの人や相談窓口でSOSを出してください。

児童虐待・育児に関する相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189、24時間最寄りの児童相談所につながります)

西部児童相談所(☎322-2498)

困市こども家庭センター(こども課家庭児童相談(☎382-8005)、圏住民福祉課福祉こども係(☎393-7070))